

平成24年 7 月 25 日
東京電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第19条第12項の規定に基づき届出を行なった選択約款の低圧蓄熱調整契約（平成24年 9 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の 3 の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、7（小容量氷蓄熱式空調システムにより蓄熱運転を行なうお客さまの取扱い）に定める小容量氷蓄熱式空調システム割引額および8（自動制御等により氷蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なうお客さまの取扱い）に定める割引単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

- (1) 7（小容量氷蓄熱式空調システムにより蓄熱運転を行なうお客さまの取扱い）に定める小容量氷蓄熱式空調システム割引額

区分および単位	小容量氷蓄熱式空調システム割引額	消費税等相当額
	円	円
低圧電力として電気の供給を受ける場合 1 機器につき	804. 43	38. 31
低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合 1 機器につき	981. 75	46. 75
農業用低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合 1 機器につき	309. 36	14. 73

(2) 8 (自動制御等により氷蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なうお客さまの取扱い) に定める割引単価

単 位	割引単価	消費税等 相当額
契約調整電力 1 キロワット	円	円
契約調整時間 1 時間につき	588.00	28.00